

経営安定対策基盤整備緊急支援事業実施要綱

〔平成21年4月1日付け20農振第2265号〕

各 地 方 農 政 局 長
国土交通省北海道開発局長
内閣府沖縄総合事務局長
独立行政法人水資源機構理事長
独立行政法人森林総合研究所理事長
北 海 道 知 事
全国土地改良事業団体連合会会長

あて

農林水産事務次官

第1 趣旨

土地改良事業は、農業生産における最も基礎的な資源である農用地や農業用水の確保・利用を通じて農業生産性の向上、食料の安定供給に寄与してきたところである。しかしながら、近年、米価をはじめ農作物価格が低下傾向にあり、農業収入が減少するなど農家経営を圧迫しており、土地改良事業等の受益者負担金の計画的な償還が困難な地域が生じている。

他方、力強い農業構造の実現に向け農政改革を推進するため、担い手への農地利用集積を進めるとともに、面的なまとまりを重視した集積を図ることが、喫緊の課題となっている。

このため、経営安定対策基盤整備緊急支援事業は、担い手への農地利用集積や面的集積に取り組む地域において、土地改良事業等の受益者負担金償還支援を充実することにより、国内農業の体質強化を図り、もって食料供給力の確保に資することとする。

第2 事業実施主体

本事業の実施主体は、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された団体（以下「公募団体」という。）とする。

第3 公募団体の業務等

1 公募団体は、次の業務を行うものとする。

- (1) 経営安定対策基盤整備緊急支援計画（以下「緊急支援計画」という。）の審査及び認定に係る業務
 - (2) 経営安定対策基盤整備緊急支援事業助成金（以下「助成金」という。）の交付に係る業務
 - (3) 本事業の達成状況報告等に係る業務
 - (4) その他本事業の実施に必要な業務
- 2 公募団体は、本事業に係る事務の円滑化を図るため、本事業の実施に伴う事務の一部を、他の団体に委託できるものとする。なお、他の団体に委託した場合は、速やかに農村振興局長に通知するものとする。

第4 事業の実施期間

本事業の実施期間は、平成21年度から平成27年度までの7年間とする。

第5 公募団体の申請及び採択等

- 1 公募団体は、本事業を実施しようとするときは、事業採択申請書（別記様式第1号）を農村振興局長に提出するものとする。
- 2 農村振興局長は、1の事業採択申請書を審査の上、予算の範囲内において、助成して当該事業を実施させることが適当であると認めるときは、公募団体に事業の採択を通知するものとする。
- 3 公募団体は、第3の1の業務開始までに、本事業に係る緊急支援計画の認定及び助成金の交付に当たって必要な事項を定めた経営安定対策基盤整備緊急支援事業助成金交付規程（以下「交付規程」という。）を定め、農村振興局長の承認を受けるものとする。

第6 事業の内容

本事業は、担い手への農地利用集積や面的集積等を推進し、食料供給力の確保に資するとして、農村振興局長が別に定める土地改良事業等の農村振興局長が別に定める受益者負担金を軽減するため、土地改良区又は市町村（以下「土地改良区等」という。）に対して、国からの助成により公募団体が助成金の交付を行うものである。

第7 事業の採択要件

本事業は、次の1又は2、及び3の要件に該当する地域を対象とする。

- 1 担い手への集積について、次の(1)から(3)までのいずれかを満たすこと。
 - (1) 緊急支援計画で定める目標年度までに、当該事業の受益面積に占める担い手の経

営等農用地面積の割合(以下「担い手農地利用集積率」という。)が、次のとおり増加することが確実と見込まれること。

事業の採択時における担い手農地利用集積率が10パーセント未満のときは、15パーセント以上となること。

事業の採択時における担い手農地利用集積率が10パーセント以上25パーセント未満のときは、5パーセントポイント以上増加すること。

事業の採択時における担い手農地利用集積率が25パーセント以上27.5パーセント未満のときは、30パーセント以上となること。

事業の採択時における担い手農地利用集積率が27.5パーセント以上45パーセント未満のときは、2.5パーセントポイント以上増加すること。

事業の採択時における担い手農地利用集積率が45パーセント以上47.5パーセント未満のときは、47.5パーセント以上となること。

事業の採択時における担い手農地利用集積率が47.5パーセント以上のときは、事業の実施により、担い手への利用集積が見込まれること。

事業の採択時における担い手農地利用集積率が100パーセントのときは、これを維持すること。

(2) 緊急支援計画で定める目標年度までに、担い手の経営等農用地のうち、農村振興局長が別に定める集積団地要件を満たす農用地面積(以下「担い手農地面的集積面積」という。)の割合(以下「担い手農地面的集積率」という。)が、次のとおり増加することが確実と見込まれること。

事業の採択時における担い手農地面的集積率が6.5パーセント未満のときは、10パーセント以上となること。

事業の採択時における担い手農地面的集積率が6.5パーセント以上17.5パーセント未満のときは、3.5パーセントポイント以上増加すること。

事業の採択時における担い手農地面的集積率が17.5パーセント以上19.2パーセント未満のときは、21パーセント以上となること。

事業の採択時における担い手農地面的集積率が19.2パーセント以上31.5パーセント未満のときは、1.8パーセントポイント以上増加すること。

事業の採択時における担い手農地面的集積率が31.5パーセント以上33.3パーセント未満のときは、33.3パーセント以上となること。

事業の採択時における担い手農地面的集積率が33.3パーセント以上のときは、事業の実施により、担い手への面的集積が見込まれること。

事業の採択時における担い手農地面的集積率が100パーセントのときは、これを維持すること。

(3) 緊急支援計画で定める目標年度までに、当該事業の担い手者数の割合が15パーセントポイント以上増加すること。

2 農村振興局長が別に定める基準を満たす中山間地域等の条件不利地域においては、担い手への集積について次の(1)から(3)までのいずれかを満たすこと。

(1) 緊急支援計画で定める目標年度までに、当該事業の受益面積に占める担い手農地利用集積率が、次のとおり増加することが確実と見込まれること。

事業の採択時における担い手農地利用集積率が5パーセント未満のときは、7.5パーセント以上となること。

事業の採択時における担い手農地利用集積率が5パーセント以上12.5パーセント未満のときは、2.5パーセントポイント以上増加すること。

事業の採択時における担い手農地利用集積率が12.5パーセント以上13.8パーセント未満のときは、15パーセント以上となること。

事業の採択時における担い手農地利用集積率が13.8パーセント以上22.5パーセント未満のときは、1.2パーセントポイント以上増加すること。

事業の採択時における担い手農地利用集積率が22.5パーセント以上23.7パーセント未満のときは、23.7パーセント以上となること。

事業の採択時における担い手農地利用集積率が23.7パーセント以上のときは、事業の実施により、担い手への利用集積が見込まれること。

事業の採択時における担い手農地利用集積率が100パーセントのときは、これを維持すること。

(2) 緊急支援計画で定める目標年度までに、担い手農地面的集積率が、次のとおり増加することが確実と見込まれること。

事業の採択時における担い手農地面的集積率が3.3パーセント未満のときは、5パーセント以上となること。

事業の採択時における担い手農地面的集積率が3.3パーセント以上8.7パーセント未満のときは、1.8パーセントポイント以上増加すること。

事業の採択時における担い手農地面的集積率が8.8パーセント以上9.6パーセント未満のときは、10.5パーセント以上となること。

事業の採択時における担い手農地面的集積率が9.6パーセント以上15.7パーセント未満のときは、0.9パーセントポイント以上増加すること。

事業の採択時における担い手農地面的集積率が15.7パーセント以上16.6パーセント未満のときは、16.6パーセント以上となること。

事業の採択時における担い手農地面的集積率が16.6パーセント以上のときは、事業の実施により、担い手への面的集積が見込まれること。

事業の採択時における担い手農地面的集積率が100パーセントのときは、これを維持すること。

(3) 緊急支援計画で定める目標年度までに、当該事業の担い手者数の割合が7.5パーセントポイント以上増加すること。

3 当該地域について、次の(1)又は(2)のいずれかの受益者負担の要件を満たすこと。

(1) 当該地域の土地改良事業等の受益者負担率が、農村振興局長が別に定める要件を満たすこと。

(2) 当該地域の土地改良事業等の受益者負担金の合算総償還額が次のいずれかを満たすこと。

10アール当たり合算総償還額が87,000円以上であること。

戸当たり合算総償還額が1,470,000円以上であること。

第8 緊急支援計画の作成

土地改良区等は、本事業の適用を受けようとする場合には、農村振興局長が別に定めるところにより、緊急支援計画を作成し、公募団体に対し当該計画について認定の申請をするものとする。

第9 緊急支援計画の審査及び認定

1 公募団体は第8の申請があったときは、都道府県等関係機関の役職員を構成員とする審査委員会を開催し、この審査委員会において緊急支援計画の審査を行うものとする。

2 1の審査委員会については、土地改良負担金総合償還対策事業(土地改良負担金総合償還対策事業実施要綱(平成2年7月20日付け2構改B第813号農林水産事務次官依命通知)に基づく事業をいう。以下「総合償還対策事業」という。)に係る審査委員会が設置されている場合には、これを活用することができるものとする。

3 公募団体は、第6、第7及び第10の2の規定に照らして審査委員会において緊急支援計画を適当と認めるときは、都道府県知事に対し審査結果を付して、当該計画を認定するための承認を申請するものとする。

4 都道府県知事は、公募団体から3の申請があり、適当と認めるときは、当該計画を承認し、公募団体にその旨の通知を行うものとする。

5 公募団体は、都道府県知事から4の通知があった場合において、予算の範囲内において当該計画を実施させることが適当であると認めるときは、その認定を行い、申請のあった土地改良区等に対して認定の通知を行うものとする。

- 6 土地改良区等は、緊急支援計画の内容に変更があった場合には、公募団体に当該緊急支援計画の変更の承認を申請するものとする。
- 7 公募団体は、6の変更承認申請があった場合には、1から5までの手続に準じて取り扱うものとする。
- 8 緊急支援計画の認定は、平成21年度から平成25年度までの5年間行うものとする。

第10 助成金

1 助成金の交付手続

- (1) 土地改良区等は、第9の5による認定通知があったときは当該計画に従って、毎年度、助成金の交付の申請を公募団体に行うものとする。
- (2) 公募団体は(1)の交付の申請があった場合には、交付規程に基づき、土地改良区等に対して助成金を交付するものとする。

2 助成金の交付

助成金の交付額は、農村振興局長が別に定める助成額を限度とする。

3 助成金の使途

土地改良区等は、交付された助成金は、以下の経費以外に充ててはならない。

(1) 調整活動経費

農用地の効率的利用を図るための土地・水利用調整に要する経費

(2) 負担金軽減経費

土地改良負担金の軽減に要する経費

4 助成金の返還等

農村振興局長は、土地改良区等に対する助成金の交付について、助成金を他の用途に充てる等事業が適切に実施されていないと認める場合には、交付した額の全部又は一部を返還させることができる。

第11 事業の達成状況報告等

1 事業実績報告等

- (1) 土地改良区等は、当該年度の事業実績を公募団体に報告するものとし、公募団体は当該実績を当該土地改良区等の存する都道府県知事に報告するものとする。
- (2) 公募団体は、本事業の当該年度の実施報告について、農村振興局長に報告するものとする。

2 事業の要件達成報告

- (1) 土地改良区等は、第7の1又は2の要件を達成したときは、都道府県知事に要件達成の報告を行うものとする。

(2) 都道府県知事は、地方農政局長を経由して（北海道にあっては直接、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」という。）を経由して。3の(2)及び(7)において同じ。）、農村振興局長に要件達成の報告を行うものとする。

3 中間審査

(1) 土地改良区等は、計画認定年度を含めて3年度目以降要件を達成するまで、緊急支援計画を踏まえ、農村振興局長が別に定める緊急支援計画審査表を作成し、都道府県知事に報告するものとする。

(2) 都道府県知事は、緊急支援計画審査表に定められた事項の達成状況について審査を行い、地方農政局長を経由して、農村振興局長に報告するものとする。

(3) (2) の審査の結果、緊急支援計画審査表に定められた事項の達成状況に関して、農村振興局長が別に定める基準に達しない場合には、都道府県知事は適切な措置を講ずることとし、その結果を地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長等」という。）に報告するものとする。

(4) 地方農政局長等は、(3) の報告において農村振興局長が別に定める基準に達しない場合には、都道府県に対して、事業の実施方針の検討を指示するとともに、その状況を農村振興局長に報告するものとする。

(5) 都道府県知事は、地方農政局長等から(4) の指示を受けた場合には、土地改良区等に対し事業の実施方針の作成を指示し、その結果を地方農政局長等に報告するものとする。

(6) 地方農政局長等は、(5) の報告について評価を行い、その結果を農村振興局長に報告するものとする。

(7) 農村振興局長は、(6) の報告に基づき、緊急支援計画審査表に定められた事項の達成が困難と見込まれる場合にあっては、公募団体に対し、当該土地改良区等に対する当該年度の次年度以降の助成金を交付しないよう指示するものとする。この場合、農村振興局長は、地方農政局長を経由して、その旨を都道府県知事に通知するものとする。

(8) 都道府県知事は、(7) の通知を受けた場合は、その旨を当該土地改良区等に通知するものとする。

第12 本事業の推進

都道府県は、土地改良区等に対し次に掲げる指導を行うものとする。

1 本事業の実施状況についての確認及び報告

2 土地改良区等への農用地の利用集積等に関する助言及び指導

第13 助成

国は、予算の範囲内において、公募団体に対し、本事業の実施に必要な経費について、農村振興局長が別に定めるところにより助成するものとする。

第14 委任

本事業の実施は、この要綱に定めるもののほか、農村振興局長が別に定めるところによるものとする。

(別記様式第1号)

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

住所
団体名
代表者名 印

経営安定対策基盤整備緊急支援事業採択申請書

経営安定対策基盤整備緊急支援事業実施要綱(平成21年4月1日付け20農振第2265号農林水産事務次官依命通知)第5の1により、下記のとおり事業を実施したいので採択されたく申請します。

記

事業の内容	金額	備考
	千円	

経営安定対策基盤整備緊急支援事業実施要領

〔平成21年4月1日付け20農振第2266号〕

各 地 方 農 政 局 長
国 土 交 通 省 北 海 道 開 発 局 長
内 閣 府 沖 縄 総 合 事 務 局 長
独 立 行 政 法 人 水 資 源 機 構 理 事 長
独 立 行 政 法 人 森 林 総 合 研 究 所 理 事 長
北 海 道 知 事
全 国 土 地 改 良 事 業 団 体 連 合 会 会 長

あて

農林水産省農村振興局長

第1 趣旨

経営安定対策基盤整備緊急支援事業実施要綱(平成21年4月1日付け20農振第2265号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。)に定める経営安定対策基盤整備緊急支援事業の実施の取扱いについては、要綱によるほか、この実施要領によるものとする。

第2 定義

要綱及びこの実施要領における定義は、次のとおりとする。

- 1 「担い手」とは、水田・畑作経営所得安定対策実施要領(平成18年6月27日付け18経営第1871号農林水産省経営局長通知。以下「経営所得安定対策実施要領」という。)第4の1の(3)の規定により地方農政事務所長等から対策加入者管理コードを付与する旨の通知を受けた者をいう。なお、都道府県知事が必要と認める場合には、次のいずれかに該当するものを「担い手」とすることができるものとする。
 - (1) 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(平成11年法律第110号)第4条に基づき導入計画の認定を受けた者
 - (2) 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則(昭和40年農林省令第43号)第19条第2号又は第43条第2号に該当する者
 - (3) 野菜の産地強化計画の策定について(平成13年11月16日付け13生産第6379号農林水産省生産局長通知)第1に規定する安定的・継続的生産者
 - (4) 果樹産地構造改革計画について(平成17年3月25日付け16生産第8112号農林水産省生産局長通知)第2の1の(3)に規定する果樹産地構造改革計画に担い手の考

え方として記載される内容に該当する農業者

- (5) 環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）1の(2)による農業環境規範に基づく点検を実施する作物の生産又は家畜の飼養・生産を行う認定農業者
- (6)(1)から(5)までの担い手に準ずるもので、都道府県知事が担い手として特に認めている者
- 2 「経営等農用地」とは、所有権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する（農業経営委託を受ける場合を含む。）農用地又は農作業受託により農作業を行っている農用地をいう。
- 3 「担い手農地利用集積率」とは、経営安定対策基盤整備緊急支援計画（以下「緊急支援計画」という。）に定める事業地域の受益面積に占める担い手の経営所得安定対策実施要領第6の1の(2)に定める生産予定面積又は担い手の経営等農用地の合計面積の割合をいう。
- 4 「担い手農地面的集積率」とは、緊急支援計画で定める事業地域の受益面積に占める、第5の1の集積団地要件を満たすまとまりを有する面積の割合をいう。
- 5 「合算総償還額」とは、対象地域において計画認定年度に受益者負担金の償還を行っている土地改良事業等の事業別総償還額の合算をいう。
- 6 「事業別総償還額」とは、土地改良事業等の1事業の受益者負担金の償還元金に償還期間の利息を加えた額をいう。
- 7 「10アール当たり合算総償還額」とは、合算総償還額を対象地域の受益面積で除して10アール当たりに換算した額をいう。
- 8 「戸当たり合算総償還額」とは、合算総償還額を対象地域の受益農家戸数で除した額をいう。

第3 本事業の対象となる事業及び負担金

- 1 要綱第6の「農村振興局長が別に定める土地改良事業等」（以下「対象事業」という。）とは、次の事業とする。
 - (1) 国営土地改良事業
 - (2) 独立行政法人水資源機構事業
 - (3) 独立行政法人森林総合研究所事業
 - (4) 土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき国の補助を受ける事業として実施された土地改良事業
 - (5) 国の補助を受けないで行われる土地改良法に基づく土地改良事業であって、(1)から(4)までの事業を補完し、かつ、一体的に実施されていると認められ

る事業

- 2 要綱第6の「農村振興局長が別に定める受益者負担金」は、次に掲げるものとする。
 - (1) 国営土地改良事業の受益者負担金
 - (2) 独立行政法人水資源機構事業の受益者負担金
 - (3) 独立行政法人森林総合研究所事業の受益者負担金
 - (4) 土地改良法に基づき国の補助を受ける事業として実施された土地改良事業の受益者負担金
 - (5) その他土地改良事業に要する経費に充てるための借入れに係る償還金

第4 事業地域の設定

- 1 緊急支援計画において定める事業地域（以下「事業地域」という。）は、原則として以下によるものとするが、これによりがたい場合は、土地利用、水利用、受益者負担、土地改良区の範囲及び市町村の範囲等の単位を勘案して定めるものとする。
 - (1) 対象事業の施行に係る区域（以下「対象区域」という。）を一の事業地域とする。
 - (2) 一の事業地域に複数の対象区域があり、区域の一部が重複する場合には、重複する区域又はその他の区域を含めて一事業地域として、緊急支援計画を作成することができるものとする。ただし、要綱第7に定める要件を一の事業地域として適用できる場合に限る。

第5 事業の実施要件

- 1 要綱第7の1の(2)の「農村振興局長が別に定める集積団地要件」は、同一の担い手の経営等農用地であって、北海道では1.5ヘクタール、都府県では1ヘクタール（都道府県知事があらかじめ地方農政局長（北海道にあつては農村振興局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」という。））の意見を聴いた上で、これらの面積を超える面積を定めたときは、その面積）以上のまとまりを有するものをいう。

この場合において、2つ以上の農用地であって、以下のいずれかに該当するものは、一連の作業を継続するに支障のないものとして、まとまりを有する農用地とする。

- (1) 2つ以上の農用地が畦畔で接続しているもの
- (2) 2つ以上の農用地が道路又は水路等で接続しているもの
- (3) 2つ以上の農用地が各々一隅で接続し、作業の継続に大きな支障がないもの
- (4) 段状をなしている2つ以上の農用地の高低の差が作業の継続に影響しないもの
- (5) 2つ以上の農用地が当該農用地の耕作者の宅地に接続しているもの
- (6) その他緊急支援事業の趣旨に照らして都道府県知事が適当であると認めるもの

2 要綱第7の2の「農村振興局長が別に定める基準を満たす中山間地域等の条件不利地域」は、次の(1)及び(2)の要件を満たす地域をいう。

(1) 次の地域指定等のいずれかを満たすこと。

過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域(同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、平成12年度から平成16年度に限り、同法附則第5条第1項に規定する特定市町村(同法附則第6条及び第7条の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。)を含む。)

山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村

離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の指定に基づき規定された離島振興対策実施地域

半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域

特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第1項に規定する特定農山村地域

から までの対象地域に準ずる地域であって地方農政局長等が特に必要と認める市町村

豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項に規定する特別豪雪地帯

急傾斜地畑地帯(対象地域内の畑地における平均斜度が15度以上の地域)

(2) 対象地域の林野率が50パーセント以上であり、かつ、主傾斜がおおむね100分の1以上の農用地の面積が当該地域の全農用地の面積の50パーセント以上を占める地域であること。

3 要綱第7の3の(1)の「農村振興局長が別に定める要件」は、次のとおりとする。

国営かんがい排水事業(国営かんがい排水事業実施要綱(平成元年7月7日付け元構改D第532号農林水産事務次官依命通知)に基づく事業をいう。)及びこれに類する事業の受益者負担率が7パーセント以上であること。

国営農地再編整備事業(国営農地再編整備事業実施要綱(平成7年4月1日付け7構改D第157号農林水産事務次官依命通知)に基づく事業をいう。)及びこれに類する事業の受益者負担率が9パーセント以上であること。

都道府県営かんがい排水事業(土地改良事業関係補助金交付要綱(昭和31年8月13日付け31農地第3966号農林事務次官依命通知)の第2の表の事業等に欄に掲げる(1)に基づく事業をいう。)及びこれに類する事業の受益者負担率が14パーセ

ント以上であること。

畑地帯総合整備事業（畑地帯総合整備事業実施要綱（平成9年10月8日付け9構改D第238号農林水産事務次官依命通知）に基づく事業をいう。）及びこれに類する事業の受益者負担率が13パーセント以上であること。

経営体育成基盤整備事業（経営体育成基盤整備事業実施要綱（平成15年4月1日付け14農振第2486号農林水産事務次官依命通知）に基づく事業をいう。）及びこれに類する事業の受益者負担率が15パーセント以上であること。

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱（平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知）に基づく事業をいう。）及びこれに類する事業の受益者負担率が15パーセント以上であること。

上記 から までの事業以外は受益者負担率が15パーセント以上であること。

第6 緊急支援計画

1 緊急支援計画の作成

要綱第8の緊急支援計画の作成は、次によるものとし、その様式は、別記様式第1号によるものとする。

- (1) 緊急支援計画の作成に当たって、土地改良区は、あらかじめ市町村、農業委員会その他関係機関の意見を聴くものとする。市町村が同計画を作成する場合も同様とする。
- (2) 土地改良区が緊急支援計画を作成しようとする地域内に他の土地改良区の区域が含まれる場合には、当該土地改良区の間で協議調整の上、計画を作成するものとする。

2 緊急支援計画の申請

- (1) 緊急支援計画の認定を申請するに当たっては、地域内の受益者の合意を得るものとする。
- (2) 要綱第8により土地改良区等が公募団体に行う緊急支援計画の認定の申請は、対象事業の償還を行う年度の6月末日までに行うものとする。

3 地方農政局長との協議

都道府県知事は、要綱第9の4（要綱第9の7により準じて取り扱う場合を含む。）の通知を行うに当たっては、あらかじめ地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）と協議し、その承認を得るものとする。

4 農林水産省との協議

公募団体は、要綱第9の5（要綱第9の7により準じて取り扱う場合を含む。）の通知を行うに当たっては、あらかじめ農村振興局長と協議し、その承認を得るものとする。

第7 助成

要綱第13の助成の対象となる経費は、事業実施に係る経費のうち、次に該当するものとする。

- 1 賃金
- 2 報償費
- 3 旅費
- 4 需用費
- 5 役務費
- 6 委託料
- 7 使用料及び賃借料
- 8 備品購入費
- 9 給料、職員手当等
- 10 共済費
- 11 補償費
- 12 資材購入費
- 13 機械賃料

第8 助成額の限度

- 1 要綱第10の2の助成額は、対象地域における対象事業の当該年度の受益者負担金又は償還金のうち土地改良負担金総合償還対策事業（土地改良負担金総合償還対策事業実施要綱（平成2年7月20日付け2構改B第813号農林水産事務次官依命通知）に基づく事業をいう。（以下「総合償還対策事業」という。））による利子助成額その他負担金の償還に係る助成額を差し引いた残償還利息相当額を限度とする。ただし、合算総償還額の全体利子相当額の6分の5を超えることができないものとする。
- 2 土地改良負担金償還平準化事業（土地改良負担金償還平準化事業実施要領（平成2年7月20日付け2構改D第440号農林水産省農村振興局長通知）に基づく事業をいう。）による平準化資金の借入の償還金については、借換を行った年度の償還利息相当額又は借入額のいずれか小さい額を1の償還利息相当額とみなす。

第9 他事業との関連

総合償還対策事業等を実施している事業地区も本事業の対象とすることができる。ただし、水田・畑作経営所得安定対策等支援事業（水田・畑作経営所得安定対策等支援事業実施要領（平成19年4月2日付け18農振第1818号農林水産省農村振興局長通知）に基づく事業をいう。）及び担い手育成農地集積事業（経営体育成促進事業実施要綱（平成15年4月1日付け14農振第2431号農林水産事務次官依命通知）に基づく事業をいう。）による無利子貸付の対象負担金については、本事業による助成の対象としないものとする。

第10 事業の達成状況報告等

1 事業実績報告等

- (1) 要綱第11の1の(1)の土地改良区等の当該年度の事業実績については、当該年度の2月末日までに公募団体に報告するものとし、公募団体は経営安定対策基盤整備緊急支援事業実績報告書（別記様式第2号）を都道府県知事に報告するものとする。
- (2) 要綱第11の1の(2)の公募団体の緊急支援事業の実施報告については、当該事業実施年度の3月末日までに、経営安定対策基盤整備緊急支援事業実施状況報告書（別記様式第4号）を農村振興局長に報告するものとする。

2 中間審査

- (1) 要綱第11の3の(1)の緊急支援計画審査表の様式は、別記様式第3-1から3-3号までとする。
- (2) 要綱第11の3の(2)の報告の期限は、要綱第11の3の審査を行う年度の11月末日とする。
- (3) 要綱第11の3の(3)の「農村振興局長が別に定める基準」は、次のとおりとする。

緊急支援計画に定める担い手農地利用集積率及び担い手農地面的集積率については、目標年度と採択時との差の30パーセント以上増加すること。

緊急支援計画に定める担い手者数増加割合については、目標年度の増加割合の30パーセント以上増加すること。

- (4) 要綱第11の3の(3)の報告の期限は、要綱第11の3の審査を行う年度の次年度の9月末日とする。
- (5) 要綱第11の3の(4)の「農村振興局長が別に定める基準」は、次のとおりとする。

緊急支援計画に定める担い手農地利用集積率及び担い手農地面的集積率については、目標年度と採択時との差の20パーセント以上増加すること。

緊急支援計画に定める担い手者数増加割合については、目標年度の増加割合の2

0パーセント以上増加すること。

(6) 要綱第11の3の(4)の報告の期限は、要綱第11の3の審査を行う年度の次年度の11月末日とする。

(7) 要綱第11の3の(6)の報告の期限は、要綱第11の3の審査を行う年度の次年度の2月末日とする。

第11 本事業の推進体制

土地改良区等は、本事業を実施するに当たり、当該土地改良区等を中心とし、農業委員会、地域農業改良普及センター、農業協同組合、市町村等のメンバーで構成する本事業推進のための協議会を組織し、本事業の円滑な推進に努めるものとする。

第12 経過措置

平成21年度における事業採択申請書等の提出期限は、第6の2の(2)の規定にかかわらず、平成21年9月末日とする。

都道府県名	
当初認定年度	
認定地域番号	

経営安定対策基盤整備緊急支援計画（案）

地 域

（第 回変更）

平成 年 月

申請団体（ ）

申請団体（申請団体が複数ある場合はその代表者を記載するものとする。）

経営安定対策基盤整備緊急支援計画図
 県 地 域

都道府県内位置図

凡		例
市町村行政界		
土地改良区界		
区 分		

地区 経営安定対策基盤整備緊急支援計画

1. 対象地域の概要

都道府県名	市町村名	地域名	関係土地改良区等		目標年度	受益面積 (ha)	受益戸数 (戸)	備考
			整理番号					
						()	()	
						()	()	
						()	()	
						()	()	
						()	()	

- 注1) 目標年度は平成27年度以内とする。
 注2) 関係土地改良区等は、対象地域に係る土地改良区又は市町村全てを記入する。
 注3) 対象事業地区全体で申請することが困難な場合、申請対象範囲の受益面積及び受益戸数を下段()に記入する。

2. 申請要件
 (1) 受益者負担要件

対象事業番号	事業名	地区名	事業主体	工期	受益面積 (ha)	受益戸数 (戸)	総事業費 (円)	受益者負担率 (%)	受益者負担事業費 (円)	総償還額 (円)	償還期間	関係土地改良区等の整理番号	10a当たり総償還額 (円/10a)	戸当たり総償還額 (円/戸)	要綱別紙第2の3 該当適用有無			備考
															(1)	(2)の	(2)の	
合計					0	0	0		0	0								

注1) 「関係土地改良区等の整理番号」は、対象事業に関する1. 対象地域の概要の関係土地改良区等の整理番号を記入する。(複数の関係土地改良区等がある場合は、全ての整理番号を記入する。)

注2) 「要綱第7の3の該当適用有無の(1)、(2)の 及び 」の合計欄には該当要件箇所に「 」を記入する。

(2) 集積要件
 基本の集積要件 (対象受益面積 ha)

要領	集積要件	該当適用 有 無	適用要件	備考
第3 の 1	(1) 担い手への農地利用集積率が一定割合以上の増加			
	(2) 担い手への面的集積率が一定割合以上の増加			
	(3) 担い手者数の割合が15ℎ ² -セントポ ² イント以上増加			

注1) 「該当有無」欄は、該当要件箇所に「 」を記入する。

注2) (1)の「適用要件」欄は、要綱第7の1の(1)の から までのいずれかの番号を記入する。

注3) (2)の「適用要件」欄は、要綱第7の1の(2)の から までのいずれかの番号を記入する。

中山間地域等の条件不利地域の集積要件 (対象受益面積 ha)

要領	集積要件	該当適用 有 無	適用要件	備考
第3 の 2	(1) 担い手への農地利用集積率が一定割合以上の増加			
	(2) 担い手への面的集積率が一定割合以上の増加			
	(3) 担い手者数の割合が7.5ℎ ² -セントポ ² イント以上増加			

注1) 「該当有無」欄は、該当要件箇所に「 」を記入する。

注2) (1)の「適用要件」欄は、要綱第7の2の(1)の から までのいずれかの番号を記入する。

注3) (2)の「適用要件」欄は、要綱第7の2の(2)の から までのいずれかの番号を記入する。

3. 助成金交付計画

対象事業 番号	地区名	全 体				平成21年度				平成22年度				平成23年度				平成24年度					
		総償還額		年償還額	うち利子 相当額	他事業等 による 助成額	本事業に よる助成 予定額	年償還額		うち利子 相当額	他事業等 による 助成額	本事業に よる助成 予定額	年償還額		うち利子 相当額	他事業等 による 助成額	本事業に よる助成 予定額	年償還額		うち利子 相当額	他事業等 による 助成額	本事業に よる助成 予定額	
		総償還額 のうち 利子相当額 A						総償還額 のうち 利子相当額					総償還額 のうち 利子相当額					総償還額 のうち 利子相当額					総償還額 のうち 利子相当額
合計																							

対象事業 番号	地区名	全 体				平成25年度				平成26年度				平成27年度				合 計				助成限度額 C=A×5/6(B)	備 考		
		総償還額		年償還額	うち利子 相当額	他事業等 による 助成額	本事業に よる助成 予定額	年償還額		うち利子 相当額	他事業等 による 助成額	本事業に よる助成 予定額	年償還額		うち利子 相当額	他事業等 による 助成額	本事業に よる助成 予定額	年償還額		うち利子 相当額	他事業等 による 助成額			本事業に よる助成 予定額	
		総償還額 のうち 利子相当額 A						総償還額 のうち 利子相当額					総償還額 のうち 利子相当額					総償還額 のうち 利子相当額							総償還額 のうち 利子相当額
合計																									

4 . 担い手農地利用集積等向上計画

(1) 担い手農地利用集積向上計画

項 目 区 分	受益面積 (ha)	担い手経営等 農用地面積 (ha)	担い手農地 利用集積率 (%) = / × 100	備 考
採 択 時 (年 度)				
目 標 年 度 (年 度)				

(2) 担い手農地集積向上計画

項 目 区 分	受益面積 (ha)	担い手農地面 的集積面積 (ha)	担い手農地面 的集積率 (%) = / × 100	備 考
採 択 時 (年 度)				
目 標 年 度 (年 度)				

(3) 担い手者数向上計画

項 目 区 分	受益者数 (人)	担い手者数 (人)	担い手者数 増加割合 (パーセントポイント) (-) / × 100	備 考
採 択 時 (年 度)				
目 標 年 度 (年 度)				

5 . 推進体制

協 議 会 名	
設 立 日	
代 表 者	
構 成 メ ン バ ー	

6 . その他

別記様式第2号

平成 年度 経営安定対策基盤整備緊急支援事業実績報告書

1 平成 年度経営安定対策基盤整備緊急支援事業認定状況

(単位：地区数)

都道府県名	新規	継続	完了	全体 = + +	変更
			()		()

注) 完了欄、変更欄の()内には当該年度の地区数を内数として記入する。

2 平成 年度経営安定対策基盤整備緊急支援事業実施状況

(単位：円、地区数)

都道府県名	助成額	助成累積額	助成地域数	備考

別記様式第3 - 1号

平成 年度 経営安定対策基盤整備緊急支援計画審査表

(1) 地域名

(2) 認定地域番号

(3) 担い手農地利用集積向上計画

区 分 \ 項 目	受益面積 (ha)	担い手経営等 農用地面積 (ha)	担い手農地 利用集積率 (%) = / × 100	要件達成 中間基準 (%)	要件 達成 判定	備 考
採 択 時 (年度)						
目 標 年 度 (年度)						
中 間 審 査 時 (年度)						
要 件 達 成 確 認 時 (年度)						
〃 (年度)						
〃 (年度)						
〃 (年度)						

注1) 要件達成中間基準は、目標年度と採択時との担い手農地利用集積率の差の30%以上とする。

注2) 中間審査時とは、計画認定年度を含めて3年度目とする。

注3) 要件達成確認時とは、中間審査時の次年度以降目標年度までの間で要件を達成するまで毎年度とする。

別記様式第3 - 2号

平成 年度 経営安定対策基盤整備緊急支援計画審査表

(1) 地域名

(2) 認定地域番号

(3) 担い手農地面的集積向上計画

区 分 \ 項 目	受益面積 (ha)	担い手農地面 的集積面積 (ha)	担い手農地面 的集積率 (%) = / × 100	要件達成 中間基準 (%)	要件 達成 判定	備 考
採 択 時 (年度)						
目 標 年 度 (年度)						
中 間 審 査 時 (年度)						
要件達成確認時 (年度)						
" (年度)						
" (年度)						
" (年度)						

注1) 要件達成中間基準は、目標年度と採択時との担い手農地面的集積率の差の30%以上とする。

注2) 中間審査時とは、計画認定年度を含めて3年度目とする。

注3) 要件達成確認時とは、中間審査時の次年度以降目標年度までの間で要件を達成するまで毎年度とする。

別記様式第3 - 3号

平成 年度 経営安定対策基盤整備緊急支援計画審査表

(1) 地域名

(2) 認定地域番号

(3) 担い手者数向上計画

区 分 \ 項 目	受益者数 (人)	担い手者数 (人)	担い手者数 増加割合 (パーセントポイント) (-) / × 100	要件達成 中間基準 (パーセントポイント)	要件 達成 判定	備 考
採 択 時 (年度)						
目 標 年 度 (年度)						
中 間 審 査 時 (年度)		-1				
要 件 達 成 確 認 時 (年度)		-2				
" (年度)		-3				
" (年度)		-4				
" (年度)		-5				

注1) 要件達成中間基準は、目標年度の担い手者数増加割合の30%以上とする。

注2) 中間審査時とは、計画認定年度を含めて3年度目とする。

注3) 要件達成確認時とは、中間審査時の次年度以降目標年度までの間で要件を達成するまで毎年度とする。

(別記様式第4号)

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

住所
団体名
代表者名 印

経営安定対策基盤整備緊急支援事業実施状況報告書

経営安定対策基盤整備緊急支援事業実施要領(平成21年4月1日付け20農振第2266号農林水産省農村振興局長通知)第10の1の(2)により、下記のとおり報告します。

記

事業の内容	具体的業務内容	金額	備考
(1) 経営安定対策基盤整備緊急支援計画の審査及び認定に係る業務		千円	
(2) 経営安定対策基盤整備緊急支援事業助成金の交付に係る業務			
(3) 経営安定対策基盤整備緊急支援事業の達成状況報告等に係る業務			
(4) その他経営安定対策基盤整備緊急支援事業の実施に必要な業務			